

●香川県監査委員公表第29号

令和2年6月30日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年9月11日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

令和2年6月30日

3 請求の内容

（以下、令和2年6月30日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が平成30年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 裁判例の全国的状況

愛知県議会政務調査費返還請求住民訴訟の最高裁判決（平成28年12月15日）は、愛知県議会議員の事務所賃料等の政務調査費の支出について、具体的に政務調査活動に対する支出であることの証明がなされていないとした名古屋高裁判決を支持したものである。これは、議員の政務活動を極めて広範なものとし、具体的に議員活動に活かされていないものまでも調査研究活動であるとするこれまでの多くの議会で行なわれている解釈にノーを突きつけ、政務活動の支出の適否に関して市民感覚こそ正当であることを示したものである。

なお、全国の裁判例を見ると、ほぼ一致して以下の考え方をとっている。

（ア） 個々の会合等の県政・市政との関連性が一見して明白でない場合には、その会費や参加のための交通費の支出は、外形的に、政務調査（活動）費の支出として適正ではないと一応推定される。

（イ） （ア）の推定に反し、当該支出が使途基準に適合していることを主張する者は、会合等の内容を明らかにし、会合等が調査研究のための活動であることを具体的に主張立証することを要する。

（ウ） 飲食を伴う会合の会費の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するための必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

上記「特段の事情」の主張立証は、①懇親会等において議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたこと、②飲食をしながら会合するべき必要性があったこと、など具体的であることを要する。

(エ) 子ども会、ソフトボール大会等の「会費」の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するため必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

(オ) 反証は「反証として意味を持ちうる程度に具体的」（仙台高判）であることを要し、「情報を知ることができ、有益であった」（盛岡地判）程度では足りない。

上記の考え方はほぼ定着していると言える。

本県においては、すべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行い、平成25年度分については住民訴訟も実施しているところであるが、一部の議員連盟の高額会費支出が見られなくなり、一会派の会派共同政務活動費の支出がなくなった以外、ほとんど改善が見られない。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が平成30年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの（個人の立場で入会している会の会費、年会費等を含む）（否認額10,860,572円）

全ての領収書の添付が義務づけられるようになった平成25年度分の支出から比較すると、多少減少したものの25名の議員について1,601件、総額10,860,572円が、会費が明確に設定されていない会合等（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」等の名目で支出している。

平成25年度分について進行中の住民訴訟の対象となっているものと同じ会合にあいかわ

らず出席して「意見交換会費」を支出している議員も多いが、同訴訟での求釈明の結果、議員は他の参加者が会費を払ったかどうか、また、その金額も知らないと釈明する会合も多く、いわゆる「ご祝儀」「寄付」として支払ったと推認され、今回の監査請求対象の平成30年度分についても同様である。

このようなかたちで地元にお金をばらまくことは公職選挙法違反とされているにも関わらず、多くの場合、自分で準備した領収書を持参して、堂々と政務活動費を支出している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある中で、このような支出は、全国の議会においても特異な支出である。

また、領収書発行者が飲食店となっているもの、私企業や、神社、宗教団体となっているもの、祭りの際の寄付や国会議員の後援会活動と推認されるもの、同じ団体に何度も支出したり、数日の間に同一団体に再び支出したりしている例もある。

昨年の参議院選挙における公職選挙法違反事件で現職の国会議員夫婦が逮捕されたが、香川県議会のこのような政務活動費支出のあり方を是認することは公職選挙法を骨抜きにし、「金を持って行かないと選挙で支持を得られない」「議員は会合の際に金を持ってくるもの」という風潮を温存させ、議員と有権者の関係を歪めるものである。監査委員がこれらの支出にお墨付きを与えることは、本県の政治風土にとって極めて有害であるから、厳しい監査を求めて全額を否認する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額11,381,670円）

これらの政務活動の中身については、具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

平成25年、26年、27年、28年、29年度分の住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は5年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、全く検討も改善も行われていない。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費（否認額2,484,112円）

公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行って、どのような調査をし、どのような成果があったか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであったかについて報告するのが当然である。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のものでは報告とは言えない。監査委員も監査結果の中で何度も県議会に要望しておられるように視察や研修に係る報告書等の提出を義務付けるべきである。

11名の議員の71件の旅費、総額2,484,112円について、適法な政務活動費の支出とは認められず全額を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額4,163,512円）

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの

（否認額29,679,649円）

主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

水本前議員のように、4名を雇用して年間4,800,000円を支払い、うち政務活動から2,400,000円を支出（しかも、事務所費を年間2,400,000円支払い、うち1,200,000円を政務活動費から支出）というのは、現実的には到底考えられない。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないか、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、雇用実態がなく実際は支払っていないのではないか、などという不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。

また、氏家議員、香川議員、木村議員、谷久議員、寺嶋議員は年度の後半、あるいは選挙直前の時期に雇用人数を増やしているが、平成31年春の県議会議員選挙の準備の活動のために雇用した可能性もある。

人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額10,410,226円）

主に、広報紙作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。

平成31年春に県議会議員選挙が行われたため、多くの議員が議会報告の発行部数を大きく増やしている。私たちが入手したものでは、本人の大きな写真や大書した名前が掲載されたものも多く、その内容も選挙を意識したものとなっていることがうかがわれる。

このような議員の宣伝にあたる顔写真やプロフィールの部分への政務活動費支出については、平成27年度尼崎市議会の会派広報紙について、昨年8月28日に大阪高裁で返還命令が出され、本年3月24日に最高裁で確定している。この判決を踏まえ、尼崎市監査委員は本年6月19日、昨年度の同様の支出に対して返還勧告を出した。

少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、政党活動に関わる記事、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に

按分しているもの以外は、2分の1のみ認めることとする。

なお、事務所費については按分されたものであっても、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について、県民から問題視する情報が寄せられたケース等については(キ)の項目に分類し、全額否認した。

事務所の使用実態についても、政務活動費の領収書等をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの
(否認額4,129,800円)

上記分類以外で、実態の不明な事務所費や、支出のあり方が不透明なもの、公職選挙法に抵触する年賀状への支出については、適切な支出と認められず、全額を否認する。

辻村修議員の事務所費 900,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある。

西川昭吾議員の事務所費 1,200,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある。

水本勝規議員の事務所費 1,300,000円(平成31年4月分を含む)

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問がある。

松原哲也議員の名刺代 54,000円

計8,000枚分108,000円のうち2分の1を政務活動費から支出したとしているが、支出先は本人が代表取締役を務める会社である。昨年の監査結果の中で監査委員は「政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない」としているが、むしろ、議員が政務活動費支出にあたって透明性、公正性を確保すべきことは、あまりに当然のことなので条例やマニュアルに記載していないのだと考えられる。県民から見ると実際に8,000枚制作したのかどうか疑問をいだかざるを得ず、また、実際に制作されたとしても、政務活動に4,000枚も使用するとは考えられない。

森裕行議員の年賀ハガキ代金 675,800円

「森ひろゆきニュース」として出されたものであるが、新年の挨拶が記載されて1月1日に届くように出したものであれば、まぎれもなく年賀状である。昨年の監査結果で監査委員は、「使途基準に違反しているとまではいえない」として是認したが、言うまでもなく、公職選挙法第147条の2は議員が年賀状を出すことを禁止している。意見交換会費に対する対応と同様、このような姿勢は公職選挙法を骨抜きにするものと言わざるを得ない。

エ 香川県議会の平成30年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が平成30年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例(以下、「条例」という)」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しか

るに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する用途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進みつつあり、前述の通り、高松市議会では2016年度分以降、収支報告書や領収書類、視察・調査の詳しい報告などもホームページに掲載されている。

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付されていない。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の用途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすべきである。

監査委員は、平成27年以来毎年、監査結果の中で県議会に対して、政務活動費マニュアルの精緻化や会派共同政務活動費の透明化を求め続けておられるが、一部の会派共同政務活動費や高額な議員連盟会費等については、政務活動費の支出がなくなったものの、他については、相も変らぬ状況である。

私たちは、県議会に領収書類等のホームページ公開などを求める陳情もしたが、「継続審査」とは名ばかりで、議会改革検討委員会などで検討された気配もない。

昨年の監査結果の中では、監査委員は、監査中に複数の議員から収支報告等修正届が提出されたことに遺憾の意も表しておられる。また、早急にマニュアルの改訂を行うことや、領収書等の議会ホームページでの公表なども求めておられるが、議会はこれらに全く取り組む姿勢を見せていない。返還勧告など出されるはずがない、とたかをくくっているかのようなのである。

監査委員は、毎年の監査結果の中で県議会に対して「政務活動費が用途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努め」ることを求め続けておられるが、監査委員ご自身がこの原点に立ち返り、厳しく監査を実施することで、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになるよう、そのお役目を果たして頂きたい。

また、監査委員は、毎回、公職選挙法違反に関する判断はできないとしておられるが、逆にそれによって監査委員がお墨付きを与えるような結果になってしまっているという現状を認識し、公職選挙法に抵触することが疑われるような政務活動費支出は厳に慎むべきである、というメッセージが議員に伝わるよう厳しく監査して頂きたい。

(3) 添付書類

ア 平成30年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表
(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

(以下、令和2年7月22日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即

して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの」について、監査委員は、その支出が適正でないことを推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの(個人の立場で入会している会の会費、年会費等を含む)(否認額10,864,500円)

全ての領収書の添付が義務づけられるようになった平成25年度分の支出から比較すると、多少減少したものの25名の議員について1,601件、総額10,864,500円が、会費が明確に設定されていない会合等(地元自治会や各種団体の会合や祭り、趣味の会等)に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」等の名目で支出されている。

全国の都道府県議会の状況を調査(平成26年度政務活動費に関する住民監査請求の際に提出した全国調査結果参照)したところ、ほとんどの議会で、香川県議会のような地元の自治会や趣味の会、祭りの団体などへの支出は公職選挙法に抵触する恐れがあるとして認めておらず、例えば兵庫県議会では

「具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる、

- (1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること
 - (2)「会費制」及び「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること
 - (3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。」
- としている。

平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分、29年度分、30年度分と、毎回、住民監査請求で問題点を指摘しているが、このような支出が続いていることは重大な問題である。

なお、平成25年度分の政務活動費返還請求訴訟の中で原告の求釈明に対して各議員から提出された釈明書によれば、他の参加者が参加費を払っていないことが明らかな会、あるいは「入場無料」であることが明らかなイベント、初詣や夏祭り、秋まつりなどの際の支出も多い。また、他の参加者が参加費を払ったかどうか、不明としながら支払っているケースも多く、議員自らが領収書を準備しているケースは参加者が参加費を支払うことを想定していない会であることを示している。

政務活動費を支出することができるのは、「政務活動に要する経費」のみであるが、これらの支出は「政務活動に要する」とは言えず、公職選挙法第199条の2の禁ずる「寄付」に他ならない。他県議会でインターネット公開されている政務活動費の領収書類を見ても、香川県議会のような「意見交換会費」の支出は全く見当たらないのは、他県の議員たちが公職選挙法を強く意識しているからであろう。

このような理由から、(3(2)ウ(ア))に分類したものはすべて政務活動費の支弁先として不適正であると考え、以下は特にその問題点が明らかである。

石川豊議員の②研修費71、73、78、79、87、88、99、120、氏家孝志議員の⑤会議費37、香川芳文議員の②研修費20、木村篤史議員の⑤会議費46、斎藤勝範議員の①調査研究費3、

91、佐伯明浩議員の⑤会議費111、白川和幸議員の⑤会議費40、85、89、高城宗幸議員の①調査研究費97、113、辻村修議員の⑤会議費45、52、平木享議員の②研修費66、森裕行議員の②研修費2、64、山田正芳議員の②研修費4、43、55、61、62、山本直樹議員の②研修費80、のように神社の宮司やその他の宗教団体に支払ったものは政務活動費の支弁先として不適正である。

また、山本直樹議員の②研修費105～111のように、祭りの際の「祝儀」と考えられるものは、政務活動費の支弁先として不適正である。

石川豊議員の②研修費98、香川芳文議員の②研修費109、辻村修議員の⑤会議費70は政治資金規正法第19条の7第1項第1号、第2号に該当する国会議員関係政治団体であり、政務活動費の支弁先として不適正である。

平木享議員の②研修費46は飲食店の領収書、41、65も飲食を主目的とすることが明らかな領収書であり、領収書添付票に記された「地域グルメ文化の推進」や「料理文化の推進」という説明に納得する県民などいない。

宮本欣貞議員の②研修費45、70はいずれも企業名の領収書であり、企業に寄付をしたものと考えざるを得ない。

山田正芳議員の②研修費60の「亀の会」上半期会費は50,000円と極めて多額であり、県政に関する意見交換に要する費用とは到底考えられない。

斉藤勝範議員の①調査研究費143、145は同一自治会に2日続けて支出、白川和幸議員の⑤会議費42、44、および森裕行議員の②研修費70、72は10日間に同一団体に続けて支出、宮本欣貞議員の②研修費79、82は6日間に同一趣旨（同一代表者）の団体に続けて支出しており、意見交換に要する費用とは考えられない。

監査委員におかれては、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかなどを監査していただきたい。

イ（3(2)ウ(イ)の「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額11,627,532円）

監査請求書本文にも記載の通り、平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分、29年度分の住民監査請求結果において、監査委員は議会に対して「地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにもかかわらず、まったく改善されていない。このことを監査委員はどのように受け止めておられるのだろうか。公金の使途の透明性に対する県民の目がますます厳しくなっている昨今、香川県の監査制度は機能していないのではないか、という県民の批判を受けないためにも厳正な監査をお

願いたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の) 「詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費」について、支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費 (否認額2,351,589円)

たとえば、高松市議会では政務活動費を使って視察を実施した場合、詳しい報告を求められ、その報告書は領収書類とともにホームページ上で公表されている。

都道府県議会レベルでも、総務省「地方自治月報第59号」の「政務活動費に関する調(平成30年4月1日現在)」によれば、すでに32議会で国内視察報告書の作成と添付が義務付けられ、17議会で視察報告書等がホームページ公開されている。これは公費を使っただけの活動であれば当然のことであり、香川県議会でも海外視察については報告書作成が義務付けられ、ホームページで公開されるようになってきているのだから、当然、政務活動費を使った視察についても詳しい報告書提出を義務付け、ホームページでも公開すべきである。

今回、否認理由(ウ)とした支出は、いつ、どこに行き、誰に会い、どのような調査をして、どのような成果があったのか、視察や研修等の具体的な内容やその成果が全くわからないものばかりである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の) 「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等 (否認額4,318,190円)

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

オ (3(2)ウ(オ)の) 「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの
(否認額29,779,649円)

なお、監査請求書の水本前議員の人件費について述べた部分は以下のように補正する。

「5名を雇用して年間6,000,000円を支払い、うち政務活動費から3,000,000円を支出(しかも、事務所費を年間2,400,000円支払い、うち1,200,000円を政務活動費から支出)というのは、現実的には到底考えられない。」

監査委員には、議員らに黒塗りされていない支払先情報と雇用契約書、業務内容、勤

務実態等のわかる資料の提出を求めて頂き、それらが政務活動費を充当するのに適正なものかどうかを厳しく監査して頂きたい。

これまでの監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ず十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めて頂きたい。

なお、平成30年度分については、氏家孝志議員の人件費3～11、香川芳文議員の人件費13～17、木村篤史議員の人件費13～15、谷久浩一議員の人件費103～107、寺嶋昌夫議員の人件費8、山本直樹議員の人件費160、183、189、205のように、平成31年春の県議選前の数か月間、人件費支出が増加している議員がいる。これは選挙に向けて職員を増員したり、勤務時間を長くしたりした結果と考えざるを得ず、政務活動費が後援会活動や選挙準備活動に支出されたと考えざるを得ない。この点についても厳しい監査をして頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の)「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額を以下の通り補正し、各議員の否認額についても添付の訂正済み査定表の通り補正する。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの(否認額10,583,696円)

広報紙について領収書等の関係書類がインターネット公開されている他県議会のケースを調査すると、添付された広報紙も公開しているケースが多いが、香川県議会ではそれらが公開資料に含まれていない。香川県議会でも広報紙を添付して議長に提出している議員もいるとのことだが、県民に公開される段階ではそれらは除外されている。議員が収支報告書の添付書類として提出したものはすべて公開すべきであり、添付していない議員には提出を求めるべきである。

請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。監査請求書に記載したように、平成27年度尼崎市議会会派広報紙について、本年3月24日に最高裁で確定した大阪高裁判決に従い、厳正な審査を求める。

なお、県政報告会についても、多くの議員が大きな会場を借り、看板やプロの司会者を手配するなどしているが、前年度まではこのような大がかりな報告会はしていない議員がほとんどであり、平成31年春の県議選を前にしての後援会活動と考えざるを得ない。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員については、香川県議会

政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も（中略）慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。

キ (3(2)ウ(キ)の)「その他、政務活動との関連がないもの」のうち、辻村修議員、西川昭吾議員、水本勝規議員、松原哲也議員、森裕行議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

按分はしているものの、賃借料が近隣の賃料に比べて高すぎると考えられる、辻村修議員、水本勝規議員、西川昭吾議員について、監査委員は令和元年9月10日付元監査第35-9号の監査結果で、「政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約をしていることから、適正でないとまではいえない。」としているが、政務活動費も当然ながら地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを求められているのであるから、たとえ政務活動費マニュアルに上限が定められていないとしても、適正な賃料でなければ、不当な支出となる。

また、監査委員は、鎌田守恭議員と辻村修議員が親族経営の会社に賃料を支払っていること自体は違法ではないとしておられるが、その金額が適正でなければ、政務活動費を使って親族経営の会社に不当な利益を与えていることとなる。

事務所費に関しても、領収書がインターネット公開されれば、多くの県民の目でその賃料が適正であるかどうかチェックされるはずである。

松原哲也議員の名刺代に関して、監査委員は昨年の監査結果で「政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない」としているが、その価格が適正でなければ自らの会社に不当な利益を与えていることになる。また、選挙対策として配布するのでなければ、そもそも政務活動目的のみで4,000枚の名刺が必要であるとは考えられない。

森裕行議員のはがきの購入費についても、監査委員が公職選挙法違反について判断する立場にないと言われるなら、県選挙管理委員会の判断も仰いで頂き、同法を骨抜きにすることのない対応をして頂きたい。

ク 領収書金額が証拠書類と一致せず、否認額に誤りがある等の指摘を受けたもの、及び他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

今回、追加提出する事実証明書①（市民オンブズ全国大会in岐阜で発表された2019年度政務活動費情報公開度ランキング）でも明らかなように、香川県議会は全国の都道府県議会の中でさらに政務活動費情報公開度の順位を下げ、ワースト2位という不名誉な結果になっている。

毎年、住民監査請求が出されてその一部は住民訴訟まで提起され、また、監査委員も毎年、議会に対して苦言を呈し、繰り返し厳しく要望しているにもかかわらず、政務活動費の使途は全く改善されていない。むしろ、監査委員が「違法不当な支出とまでは言えない」とされ

たことによって、お墨付きを得たと受け取った議員たちは問題の多い支出をさらに増加させている。

2019年11月定例会に市民オンブズ香川が提出した「厳しい財政の下、政務活動費の用途適正化に向けて領収書等のホームページ公開等を早急に実現することを求める陳情」も、11月議会、2月議会、6月議会と「継続審査」とされているが、「継続審査」とは名ばかりで、見直しの議論さえ全く始まっていない。

すでにインターネット公開の始まっている他の議会で政務活動費がどのような使われ方をし、どのように報告されているかについてご確認いただければ、香川県議会とのあまりの違いに驚かれるはずである。

監査委員におかれては、今回こそ要望などという生ぬるい対応ではなく、本来の職務権限を十分に機能させ、返還勧告にまで踏み込んだ対応をして頂けるよう強く求めるものである。

(2) 添付書類

ア 補正済みの2018年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

議員名	A 意見交換会費		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の人件費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計	
	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1 綾田福雄	5	43,000	1	386,373	4	225,530	0	0	24	1,200,000	0	0	0	0	34	1,854,903
2 有福哲二	42	287,000	2	515,083	0	0	1	222,721	12	998,000	0	0	0	0	57	2,022,804
3 石川豊	121	910,000	1	550,000	0	0	1	448,995	12	1,200,000	1	72,500	0	0	136	3,181,495
4 氏家孝志	67	433,000	1	283,257	8	310,150	1	367,373	11	433,600	2	156,854	0	0	90	1,984,234
5 大山一郎	0	0	1	491,198	0	0	0	0	24	1,320,000	0	0	0	0	25	1,811,198
6 岡野朱里子	0	0	0	0	0	0	0	0	12	494,000	2	507,438	0	0	14	1,001,438
7 尾崎道広	52	345,000	1	282,787	1	72,350	1	166,222	12	360,000	2	227,880	0	0	69	1,454,239
8 香川芳文	123	1,205,000	1	550,000	0	0	1	196,118	17	597,600	1	28,309	0	0	143	2,577,027
9 樫昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1,701,214	1	152,820	0	0	38	1,854,034
10 鎌田守恭	0	0	1	550,000	0	0	0	0	12	960,000	25	950,977	0	0	38	2,460,977
11 木村篤史	52	260,000	0	0	14	255,650	1	154,678	15	825,000	3	313,146	0	0	85	1,808,474
12 黒島啓	3	30,000	1	521,027	0	0	0	0	26	1,668,000	0	0	0	0	30	2,219,027
13 五所野尾恭一	0	0	1	361,358	0	0	0	0	12	921,600	5	851,580	0	0	18	2,134,538
14 斉藤勝範	147	782,000	1	550,000	1	71,150	1	336,163	3	150,000	0	0	0	0	153	1,889,313
15 佐伯明浩	162	959,000	1	283,618	11	521,354	1	398,915	12	270,400	1	16,200	0	0	188	2,449,487
16 白川和幸	106	539,000	1	291,603	0	0	1	44,270	6	450,028	0	0	0	0	114	1,324,901
17 十河直	37	370,000	1	283,167	0	0	1	284,918	1	240,000	3	572,940	0	0	43	1,751,025
18 高木英一	0	0	1	550,000	0	0	0	0	12	360,000	3	434,345	0	0	16	1,344,345
19 高城宗幸	97	715,000	1	288,998	2	19,580	1	320,253	0	0	0	0	0	0	101	1,343,831
20 高田良徳	0	0	0	0	7	188,050	0	0	12	1,048,700	3	211,163	0	0	22	1,447,913
21 竹本敏信	3	20,000	0	0	0	0	0	0	14	1,161,350	2	325,620	0	0	19	1,506,970
22 谷久浩一	33	296,000	1	550,000	9	285,590	0	0	5	250,000	39	549,138	0	0	87	1,930,728
23 辻村修	90	538,000	1	550,000	1	71,150	1	272,727	12	300,000	0	0	12	900,000	117	2,631,877
24 都築信行	0	0	0	0	0	0	1	95,090	0	0	1	218,700	0	0	2	313,790
25 寺嶋昌夫	0	0	1	209,746	0	0	1	40,700	8	850,000	12	108,354	0	0	22	1,208,800
26 西川昭吾	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1,450,000	0	0	12	1,200,000	26	2,650,000
27 新田耕造	0	0	1	284,398	0	0	1	176,397	2	300,000	5	597,126	0	0	9	1,357,921

28	花崎光弘	8	60,000	1	307,857	0	0	1	36,241	12	720,000	5	519,480	0	0	27	1,643,578
29	平木享	61	499,000	1	550,000	0	0	0	0	35	1,005,000	0	0	0	0	97	2,054,000
30	広瀬良隆	0	0	0	0	2	32,700	0	0	0	0	18	184,626	0	0	20	217,326
31	米田晴彦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	337,500	0	0	3	337,500
32	松原哲也	38	230,000	1	277,367	11	298,335	1	371,424	1	697,207	5	10,500	2	54,000	59	1,938,833
33	松村秀樹	5	23,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	181,359	0	0	6	204,359
34	松本公継	4	29,000	1	550,000	0	0	1	381,655	12	600,000	0	0	0	0	18	1,560,655
35	水本勝規	0	0	1	550,000	0	0	0	0	60	3,000,000	0	0	12	1,200,000	73	4,750,000
36	三野康祐	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1,407,950	1	336,875	0	0	29	1,744,825
37	宮本欣貞	130	921,500	1	239,948	0	0	0	0	0	0	15	1,096,530	0	0	146	2,257,978
38	森裕行	104	531,000	0	0	0	0	0	0	12	900,000	1	276,480	4	675,800	121	2,383,280
39	山田正芳	58	454,000	1	550,000	0	0	0	0	12	1,140,000	3	161,446	0	0	74	2,305,446
40	山本悟史	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	923,166	0	0	4	923,166
41	山本直樹	53	385,000	1	269,747	0	0	0	0	14	450,000	4	260,644	0	0	72	1,365,391
任期満了議員	寺嶋昌夫	0	0	0	0	0	0	1	3,330	1	100,000	0	0	0	0	2	103,330
	水本勝規	0	0	0	0	0	0	0	0	5	250,000	0	0	1	100,000	6	350,000
		1,601	10,864,500	29	11,627,532	71	2,351,589	19	4,318,190	519	29,779,649	171	10,583,696	43	4,129,800	2,453	73,654,956

(以下の書類については省略をする。)

イ 未提出だった証拠書類各写し 各1通

ウ 事実証明書① 市民オンブズ全国大会in岐阜で発表された、全国市民オンブズマン連絡会議の調査による2019年度政務活動費情報公開度ランキング

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年8月3日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成30年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年8月7日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人の出席があり、請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当する可能性があるということについて述べたい。

平成30年度においても、25名の議員について、1,601件、総額10,864,500円が、会費が明確に設定されていない会合として、例えば地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会などに出席した際に、県政に関する意見交換会もしくは県政報告会などの名目で支出されていた。

全ての領収書の添付が義務付けられた平成25年度分以降毎年度、住民監査請求を行い、平成25年度については、住民訴訟を実施しているところであるが、今回この種の支出に関して、1,000万円以上もの税金が使われているにもかかわらず、毎年、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が、公職選挙法の規定に該当するかどうかの判断を避けておられる。

しかし近年、公職選挙法をめぐる事件や問題が起きている。昨年の参議院選挙における公職選挙法違反事件で、現職の国会議員夫婦が逮捕されたことは前代未聞の事態である。現金を受け取った首長や地方議員の辞職ということが起きている。

また、昨日の報道では、桜を見る会の前夜祭に開催された食事会をめぐって少なくとも11,000円する飲食物を提供したにもかかわらず、参加者として5,000円しか徴収されず、差額を提供したことは公職選挙法違反等の疑いがあるとして、安倍総理大臣ら3人に対して、全国の弁護士や法学者が5月に662人の告発状を提出。さらに昨日は、279人が告発状を東京地検に提出した。

このような、地元有権者にお金をばらまく違法行為は、公職選挙法を軽んじているのではないか。公職選挙法第199条第1項では、同項ただし書きにあたる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2には、これに違反した場合の罰則も設けられており、それぐらい重いものであると感じている。

監査委員は、公職選挙法に抵触するかどうかの判断について、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的外形的な事実の存在を具体的に主張したとは言えない、また、広範多岐にわたる議員活動の中でされる意見交換がどのような内容であったのかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもこのような定めがないと述べて公職選挙法に抵触するかどうかの判断は避けている。違法又は不当な事実があったことを推認させるだけの一般的外形的な事実の存在を具体的に主張していないとされているが、これは住民監査請求のハードルを高めていることになり、むしろその点について、どうなのかを監査することが監査委員の役割ではないか。

確かに議員の調査研究活動の範囲は広いとしても、一般的な感覚で、そもそもなぜ、住民に対して行う報告会や意見交換会に議員がお金を出さなければいけないのかという疑問を持った上で、どのような会合なのか、それは会費制なのか、どのような意見交換が行われたのかなどを調査すべきである。それを行わず、監査したとは言えないのではないか。

私たち市民オンブズ香川が以前調査をし提出した、全国の都道府県議会のこのような意見交換会等への政務活動費に関する調査では、全国の都道府県議会の事務局の多くが、公職選挙法に抵触する可能性があるということをはっきり述べており、そのような形でマニュアルを作られている。

なので、その点を鑑みてもやはり、いつまでも公職選挙法に対する判断を避けるのではなく、政務活動費を使った金一封、税金をばらまくということが本当に正しいのかどうかということ、かなりの議員の数そして件数はあるが、細かく調べていただくことこそ、県民に対して説明責任を果たすのではないか。ぜひ今回の監査では、この点を重視して、公職選挙法の規定に関して、違反するかどうかの判断を避けたいことを強く要望する。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

公職選挙法違反に関する件について少し追加すると意見交換会費だけではなくて、年賀状を議員は渡してはいけないという公選法の147条の2で、それが挨拶状を出すことを禁止している。昨年度森議員の年賀状を買って年賀状の時期に出したものは、その時期であるけれども県政報告といえるということで、返還対象とされなかった。

今回、選挙前であったこと統一地方選、県議選の前であったこともあるが、金額がものすご

く増え675,800円というのが、年賀状、新年の挨拶として送られている。これはつまり、監査請求で監査委員がお認めになったと、お墨付きををいただいたんだぞということで今回このように金額が増えているわけで、先ほど植田代表が申し上げたように監査の結果で中には、意見交換会を随分しなくなった方もいるけれども、認められているというふうに、お墨付きを得たと思ってる方がたくさんいると、その意味でそれは監査委員の2人としても不本意なことだと思う。そのことがやはり今回もう一度問われるということを再度強調したいと思う。

私の方からは、今全国の状況がどうなっているかというのは、この間も情報を出したが、今年もさらに多分増えているが、今18ぐらいの都道府県議会ですでにインターネット公開、領収書もインターネット公開されている。

それを調べると、やっぱり住民の厳しい目を意識するんだと思うが、どの議会でも、執行率が下がっている。政務活動費を交付されても全額使い切るのではなくかなり残している。

中でもいろんな議会があるが、鳥取県議会は調査や陳情要請の際の詳しい報告書、事務所の賃貸契約書、雇用する職員との雇用契約書の添付だけではなくて、他の議会に先駆けて、人件費の支出先の個人名も公開している。

実際具体的にこの手引きを見ると、随分香川県議会と違う。先ほど植田代表から言いましたが、意見交換会、団体が主催する会議等に参加して意見交換等を行う際には、団体等の性格、目的、活動内容及び県政の関連性などがわかる内容の資料や、会費の支出金の根拠、案内文書であるとか請求書等の添付を義務付けている。実際には、会議の規約を添付したり、会合の案内書、参加費いくらか書かれたものを、添付するようになっている。

また支出が不適と、こういう不適當であるというものが書かれているがそれがかなり詳しく書かれている。

これに従うと香川県議会における意見交換会費の支出は不適當であるということになる。

それから、例えば自家用自動車を使った場合に、香川県では、1キロ37円というふうにして計算をしている。鳥取県は25円である。もしかしたら香川県も職員が使用する場合は25円で計算してるのではないか。何か例えば外部の講師とかが、旅費を計算する際は37円にしてると以前聞いたことがある。しかし、そういう金額も違うし、自動車使用記録簿、何月何日どこへどういう用事で行った、何キロ走ったということをちゃんと記録したものを添付するようになっている。

それから自動車のリース料も香川県議会はものすごく立派な車を借りて、按分後に数万円払っている。ところが、鳥取では、按分後の額を月額2万円を限度としている。

それから広報費のホームページにかかる経費は2分の1を上限とする。それから県政報告等の印刷物は1部を添付し、面積を按分する場合は政務活動費またはそれ以外の区分けを付記する。紙面の相当範囲を占めるような議員の写真や似顔絵であったとか、政務活動に係る紙面の内容に関連性が乏しいもの、県政と関連のないプロフィールや略歴は対象外とする。それから添付した山口議員のは、ちゃんと面積を計算していた。この部分はちょっと対象外というふうにしてつけていた。

それから人件費についても計上できるのは収支報告額の2分の1以内としていて、香川県議会の前議員である水本議員のように、人件費を年額300万円出したというふうな高額な支出は認められていない。もちろんこれは鳥取県のガイドラインであって香川県のガイドラインにはそれはないんだといわれるかもしれないが、いずれも同じ地方自治法に基づいて、この政務活

動費の制度ができ、そしてそれぞれの自治体で決めている条例はそんなに変わらない。つまり鳥取県議会は、政務活動費が貴重な県の公金から支出されていることにかんがみ、議員はその使途について説明責任を果たすことを厳しく求められていることがよく示されている。

会派議員連盟の共通経費についても、香川県議会と違い全ての領収書添付の上、その収支が報告されている。添付したのは鳥取県議会の古参議員で自民党会派の会長。最近というか、それから1期目の議員、山口議員という方の収支報告書及び添付書類を添付している。なぜかというところ、財政規模もさほど大きくなくて、議員の活動スタイルも香川県と似通っているであろう、保守的な土地柄の鳥取県のベテラン議員と、新人議員のそれも市民派議員ではなく、いわゆる自民党の議員の政務活動費の使途、その公開状況を見ることで、香川県議会の政務活動費の問題点が浮き彫りになると考えたからである。

香川県議会では、このことが問題になったときに、意見交換会費の支出をやめたら、政治生命が絶たれると言った議員がいたがそうではないことがわかる。

別件であるが海外視察についても香川県議会は、財政規模人口規模を勘案すると全都道府県議会の中で、群を抜いて多額だった。つまり香川県議会議員の当たり前は全国的に見ると決して当たり前ではない。この政務活動費も、海外視察の問題と同様に、議員の公金意識を問う試金石といえる。

頻発する災害への備えや新型コロナウイルス等の感染症対策、そして今後予想される深刻な経済の落ち込みへの対策などが、求められている。今その限られた貴重な公金の使い道を、議員は議論しないとイケない。その人たちがどういう意識を持って税金を使っているのかということが問われている。

監査委員には、不当な政務活動費の使途に、お墨付きを与えるようなことになるのではなくて、平成27年以来も毎回、今回は6回目になるが。

毎年県議会に厳しく、こういう改善すべきだと、インターネット公開をすべきだとか、どこか旅費を使って行ったらその報告書をちゃんとすべき、よそはちゃんとできているから、そういうことを厳しく求めているのに、全く議会では、検討委員会で議論もされていないという状況であるので、これはやはり厳しい監査をしていただくことによって、その監査委員の力を使って、議会の政務活動費の使途について、改善をしていただけるようお願いをしたい。

(3) 証拠の提出

ア 証拠の要旨

追加の証拠の要旨は次のとおりである。(以下、提出された住民監査請求への証拠の追加についての原文の内容に即して記載する。)

領収書類や活動報告がインターネット公開されている都道府県議会の政務活動費領収書を確認したところ、香川県議会のような意見交換会の支出は全くなかった。また、インターネット公開することで住民の厳しい目を意識するためか、どの議会でも政務活動費の執行率が下がっている。

なかでも、鳥取県議会では、調査や陳情要請の際の詳しい報告書、事務所の賃貸契約書や雇用する職員との雇用契約書の添付のみならず、他議会に先駆けて人件費の支出先の個人名も公開している。

同議会の「政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針」においては、例えば、以下のようない規定がある。

- 自家用自動車を使用した政務活動については、政務活動に伴う自家用自動車の走行距離によって計上する場合は香川県のように37円/kmでなく、25円/kmとしており、しかも自動車使用記録簿を作成して添付することを義務付けている。
また、自動車のリース料について、香川県のように按分後の額を無制限とするのではなく、月額2万円を限度としている。
- 団体が主催する会議等に参加して意見交換等を行う際には、「団体等の性格、目的、活動内容及び県政への関連性などがわかる概要資料」「会費の支出根拠（案内文書、請求書等）」の添付を義務付けていること。また、支出が不適当とする会費について詳しく定めていること。これに従えば、香川県議会における意見交換会費の支出が不適当であることがよくわかる。
- 「広報費」のホームページに係る経費については2分の1を上限とすること。印刷物については1部を添付し、面積按分する場合は、政務活動費、またはそれ以外の区分けを付記すること。紙面の相当範囲を占めるような議員の写真や似顔絵であって、政務活動に係る紙面の内容に関連性が乏しいもの、県政と関連のないプロフィールや略歴は対象外とする、としていること。
- 人件費についても、計上できるのは収支報告額の2分の1以内としており、香川県議会・水本議員（当時）の人件費300万円の支出のような高額な政務活動費の支出は認められていない。

以上の通り、鳥取県議会の指針は、政務活動費が貴重な県の公金から支出されていることに鑑み、議員はその用途について説明責任を果たすことを厳しく求められていることがよく示されている。

会派や議員連盟の共通経費についても、香川県議会とは違い、すべての領収書添付の上、その収支が報告されている。鳥取県議会の古参議員で、自民党会派・会長の斉木正一議員、及び、同党1期目議員の山口雅志議員の収支報告書及び添付書類も添付しているが、これは財政規模もさほど大きくなく、議員の活動スタイルも香川県と似通っているであろう保守的な土地柄の鳥取県のベテラン議員と新人議員の政務活動費の用途とその公開状況を見ることで、香川県議会の政務活動費の問題点が浮き彫りになると考えたからである。香川県議会では「意見交換会費の支出を止めたら政治生命が絶たれる」と発言した議員がいたが、そうではないことがわかる。

議員の海外視察費についても、香川県議会はその財政規模や人口規模を勘案すると全都道府県議会の中で群を抜いて多額であった。香川県議会議員の「当たり前」は全国的にみると、決して「当たり前」ではない。

政務活動費もこの海外視察費の問題と同様に、議員の公金意識を問う試金石と言える。頻発する災害への備えや新型コロナウイルス等の感染症対策、そして今後、予想される深刻な経済の落ち込みへの対策などが求められる今、限られた貴重な公金の使い道を議論する役目を負う議員たちの公金意識は厳しく問われなければならない。よって、監査委員におかれては、不当な政務活動費の用途にお墨付きを与えることなく厳しい監査を実施し、平成27年以来、毎年厳しく県議会に求めながら無視され続けている要望の実現に向けてその力を発揮してくれることを強く求める。

イ 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

- (ア) インターネット公開されている鳥取県議会政務活動議員必携（政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針）
- (イ) インターネット公開されている鳥取県議会令和元年度自由民主党政務活動費清算書及び添付書類
- (ウ) インターネット公開されている鳥取県議会自民党斉木正一議員の令和元年度政務活動費収支報告書と添付書類
- (エ) インターネット公開されている鳥取県議会自民党山口雅志議員の令和元年度政務活動費収支報告書と添付書類

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である高田良徳監査委員及び新田耕造監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、石川豊議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、香川芳文議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、高城宗幸議員の意見交換会会費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、谷久浩一議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、辻村修議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、平木享議員の意見交換会会費のうち3件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の

政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研修費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会議費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余額の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収

支報告書等修正届（様式第5号）

（オ） 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号））

（3） 政務活動費の支出等の状況

ア 平成30年度における政務活動費の支出の状況（令和元年7月8日現在）

項 目	金 額
政務活動費交付金額	144,600,000円
実支出金額	147,313,197円
政務活動費を充当した支出金額	135,976,376円
残余额（返還額）	8,623,624円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次の表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は29名である。

平成30年度政務活動費収支状況総括表（議員別）

（50音順）

令和元年7月8日現在

NO	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 （返 還 額） ①－②
1	綾 田 福 雄	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,951,500	648,500
2	有 福 哲 二	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,600,654	0
3	石 川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,026,403	0
4	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,679,451	0
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,582,776	17,224
6	岡 野 朱 里 子	無所属	300,000円×12月	3,600,000	3,647,033	0
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,447,235	0
8	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,740,516	0
9	檜 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,915,481	684,519
10	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,627,720	0
11	木 村 篤 史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,245,743	354,257
12	黒 島 啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,808,320	0
13	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,436,171	0
14	斉 藤 勝 範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,864,620	0
15	佐 伯 明 浩	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,899,504	0
16	白 川 和 幸	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	2,045,383	54,617
17	十 河 直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,618,429	0

18	高木英一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,163,264	0
19	高城宗幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,908,508	691,492
20	高田良徳	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,678,805	0
21	竹本敏信	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,934,451	0
22	谷久浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,670,103	0
23	辻村修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,814,190	0
24	都築信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,604,548	1,995,452
25	寺嶋昌夫	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	2,096,079	3,921
26	西川昭吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,758,045	0
27	新田耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,737,407	0
28	花崎光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,700,933	0
29	平木享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,092,658	507,342
30	広瀬良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,784,725	1,815,275
31	米田晴彦	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,794,383	0
32	松原哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,651,731	0
33	松村秀樹	恵風	300,000円×12月	3,600,000	2,120,359	1,479,641
34	松本公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,228,616	371,384
35	水本勝規	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,750,000	0
36	三野康祐	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,591,285	0
37	宮本欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,620,625	0
38	森裕行	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,287,414	0
39	山田正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,609,020	0
40	山本悟史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,634,597	0
41	山本直樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,944,512	0
計				144,600,000	147,313,197	8,623,624

(備考)

※ 会派名は平成31年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

イ 平成31年4月における任期満了者の政務活動費の支出の状況（令和元年7月31日現在）

(50音順)

令和元年7月31日現在

NO	氏名	会派※	内訳	交付金額①	支出金額②	残余额 (返還額) ①-②
1	寺嶋昌夫	自民党香川県政会	300,000円×1月	300,000	287,931	12,069
2	松村秀樹	恵風	300,000円×1月	300,000	61,463	238,537
3	水本勝規	自民党議員会	300,000円×1月	300,000	350,000	0
計				900,000	699,394	250,606

(備考)

※ 会派名は平成31年4月29日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」を示します。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 意見交換会会費

石川豊議員、香川芳文議員、高城宗幸議員、谷久浩一議員、辻村修議員及び平木享議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

(イ) 理由

a 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充てることを認めている。

b 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。

イ 領収書発行者が神社など宗教関連団体となっているもの、祭りの際の祝儀と考えられるもの、飲食店となっているもの、企業となっているものについて、政務活動費の支出の可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

神社などの宗教関連団体、祭りの際の祝儀と考えられるもの、飲食店及び企業への政務活動費の支出は可と判断する。

(イ) 理由

ア(イ)に同じ。

ウ 山田正芳議員の「亀の会」への多額な会費の支出の可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

該当の会費に対する支出は不可とまでは判断できない。

(イ) 理由

山田正芳議員の「亀の会」は丸亀地域の発展のため意見交換を行う異業種交流会を毎月開催しており、そこに参加するための支出である。

エ 斉藤勝範議員の同一自治会に2日続けて支出しているもの、白川和幸議員及び森裕行議員の10日間に同一団体に続けて支出しているもの、宮本欣貞議員の6日間に同一趣旨（同一代表者）の団体に支出しているものについて、重複の有無及びその理由について、次のとおり

報告があった。

齊藤勝範議員から、田井自治会に3月2日、3日と2日続けて支出していることについて、「壮年部対象と青年部対象の2日に分けて会合が開かれており、同じ団体に重複して支払っているものではない。」との説明があった。

白川和幸議員及び森裕行議員から、三豊市ペタンク協会に10日間の間で続けて支出していることについては、「三豊市ペタンク協会は三豊市内の各地区から集まって会合を開いているが、2日とも違う地区から集まってきており、意見交換等の対象者が違うため同じ団体に重複して支払っているものではない。」との説明があった。

宮本欣貞議員から、香川県柔道整復師会及び香川県柔道整復師協同組合という同一趣旨（同一代表者）の団体に6日間の間で続けて支出していることについて、「香川県柔道整復師会への支出は、同会が開催した少年柔道大会に出席し関係者等と意見交換をしたものであり、香川県柔道整復師協同組合への支出は、組合員の会合に出席し意見交換をしたものであって、時期は近接しているが重複して支出しているものではない。」との説明があった。

(2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員12名の交通費及び宿泊費

綾田福雄議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、木村篤史議員、齊藤勝範議員、佐伯明浩議員、高城宗幸議員、高田良徳議員、谷久浩一議員、辻村修議員、広瀬良隆議員及び松原哲也議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

また、木村篤史議員に係るものについては監査請求内容と異なり、金額は260,150円であることが確認された。なお、谷久浩一議員に係るものの一部については、監査期間中の調査により政務活動費からの支出でないことが判明したため、金額は228,085円であることが確認された。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
----	-----	-------------	------	------------

1	綾田福雄	161,560	平成30年7月14日～16日	場所：台湾 目的：高松市香川町浅野の「ひょうげ祭り」が台湾の「2018大溪大喜・関公正」のパレードに参加し、地元住民と交流をする。 内容：高松市香川町浅野の「ひょうげ祭り」が台湾の「2018大溪大喜・関公正」のパレードに参加し、お練りを披露。地元住民にも参加してもらう等交流を図る。
2	綾田福雄	45,480	平成30年7月12日～13日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地元選出国會議員に対する予算関係の説明と予算要望。
3	綾田福雄	18,490	平成30年7月19日～20日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地元選出国會議員に対する柵川ダム予算関係の説明と予算要望。
4	氏家孝志	121,647	平成30年5月7日～9日	場所：台湾 目的：香川県と台湾との経済交流等調査。 内容：1) 台湾香川県人会との意見交換会。 2) 日本台湾交流協会台北事務所での意見交換。 3) 基隆市港湾施設視察・基隆市政府訪問。 4) 台湾進出県企業訪問。
5	氏家孝志	93,573	平成30年10月15日～18日	場所：台湾 目的：台湾新北市瑞芳区との交流。 内容：1) 琴平町地元物産展参加及び県観光地等のPR。 2) 新北市瑞芳区長との面談。 3) 新北市瑞芳区形象商圏推展協会との意見交換。
6	氏家孝志	41,300	平成30年11月11日～13日	場所：東京都 目的：平井大臣等の面談等。 内容：1) 平井大臣、安倍総理大臣との面談、意見交換。 2) インキュベーション施設視察。 3) 第18回都道府県議會議員研究交流大会参加。
7	氏家孝志	53,630	平成30年9月2日～3日	場所：総務省、文部科学省、東京都議員会館 目的：陳情 相手方：総務省、文部科学省、県選出国會議員 内容：琴平町の公立学校施設整備費及び過疎対策事業債の確保について陳情。
8	尾崎道広	72,350	平成30年5月11日～15日	場所：ベトナム国ハイフォン市 目的：ベトナム国ハイフォン市訪問。 内容：「第7回火炎樹フェスティバル」への参加、ハイフォン市幹部表敬訪問。
9	木村篤史	37,500	平成30年6月11日～12日	場所：品川児童相談所 目的：県と品川児童相談所の連携についての調査。 内容：幼児死亡による、香川県西部子ども相談センターとの連携について調査。
10	木村篤史	29,140	平成30年6月18日～20日	場所：東京都世田谷区DS BASE千歳烏山、東京都庁 目的：発達障害を持つ子供との接し方調査及び東京都代表質問傍聴。 内容：1) DS BASE千歳烏山で発達障害を持つ子供との接し方について調査。 2) 東京都庁議事堂で代表質問傍聴。

11	木村篤史	23,740	平成30年8月28日～30日	場所：国会議員事務所、東京都民情報センター 目的：国会議員要望活動、東京都公文書閲覧。 内容：国会議員要望活動、東京都公文書閲覧。
12	木村篤史	43,120	平成30年11月13日～14日	場所：東京都民情報センター 目的：東京都提案要求書類の閲覧。 内容：平成31年度の国の施策及び東京都が現在抱える課題を踏まえ提案要求書類を閲覧。
13	木村篤史	39,960	平成30年12月26日～27日	場所：国会議員事務所 目的：自治体ポイント制度、消費税ポイント制度の調査。 内容：自治体ポイント制度、消費税ポイント制度の調査。
14	木村篤史	13,340	平成31年1月9日	場所：広島海員組合 目的：船員住民税減免に関する調査。 内容：船員住民税減免に関する調査、意見交換。
15	木村篤史	38,160	平成31年1月29日～30日	場所：東京都庁 目的：オリンピック広報視察及び猪瀬直樹講演会。 内容：オリンピック広報視察及び猪瀬直樹講演会。
16	木村篤史	35,190	平成30年10月16日～17日	場所：国会議員事務所 目的：陳情 相手方：県選出国会議員秘書 内容：さぬき市志度国道11号交通渋滞緩和策について要望等。
17	斉藤勝範	71,150	平成30年5月11日～15日	番号8に同じ
18	佐伯明浩	70,280	平成30年4月3日～5日	場所：国土交通省、山形県、宮城県 目的：整備新幹線要望等。 内容：1)国土交通省 整備新幹線要望。 2)山形県 ミニ新幹線及び観光視察。 3)宮城県 仙台空港及び宮城県総合運動公園体育館視察。
19	佐伯明浩	117,620	平成30年5月7日～9日	番号4に同じ
20	佐伯明浩	23,760	平成30年8月2日～3日	場所：広島市 目的：観光産業振興及びブランド化等調査。 内容：観光産業振興及びブランド化等調査。
21	佐伯明浩	48,339	平成30年10月23日～24日	場所：東京都 目的：国土交通省及び民間企業との勉強会、意見交換会。 内容：交通政策、整備新幹線等についての勉強会、意見交換会。
22	佐伯明浩	35,600	平成30年10月27日～28日	場所：東京都 目的：民間企業勉強会、意見交換会。 内容：民間企業と人材育成、地方地域とのつながりについて勉強会、意見交換会。
23	佐伯明浩	62,800	平成30年11月12日～13日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、ANA、国会、総務省等 内容：路線の維持、増便等について陳情。

24	佐伯明浩	28,800	平成30年11月30日～12月1日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、造船会社、ANA 内容：雇用の確保等について陳情。
25	佐伯明浩	35,600	平成30年12月17日～19日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省、総務省、国会等 内容：交通政策等について陳情。
26	佐伯明浩	28,800	平成31年1月10日～11日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：国土交通省 内容：整備新幹線について陳情。
27	佐伯明浩	36,000	平成31年1月23日～24日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：総務省 内容：特別地方交付税について陳情。
28	佐伯明浩	33,755	平成31年1月29日～30日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：国会議員（国土交通大臣政務官） 内容：地元諸案件について陳情。
29	高城宗幸	19,580	平成30年6月7日～8日	場所：国土交通省 目的：陳情 相手方：国土交通省 内容：四国新幹線整備等について陳情。
30	高田良徳	27,900	平成30年6月21日～23日	場所：衆議院第二議員会館 目的：働き方改革などの意見交換。 内容：地元選出国會議員等と働き方改革などについて意見交換を行う。
31	高田良徳	20,000	平成30年6月30日～7月1日	場所：富山市民プラザアンサンブルホール 目的：音楽での地域活性化について調査。 内容：音楽での地域活性化について調査。
32	高田良徳	53,800	平成30年8月9日～11日	場所：沖縄県 目的：基地に代わる地域活性化策の調査。 内容：基地に代わる地域活性化策の調査。
33	高田良徳	30,570	平成30年11月7日～8日	場所：東京都 目的：豊洲市場回りの社会資本整備状況の調査。 内容：豊洲市場回りの社会資本整備状況の調査。
34	高田良徳	25,320	平成30年12月14日～16日	場所：東京都 目的：東京ビッグサイトなどMiCE会場のあり方の調査。 内容：東京ビッグサイトなどMiCE会場のあり方の調査。
35	高田良徳	30,460	平成30年12月20日～21日	場所：東京都 目的：陳情 相手方：財務省 内容：農業者に対しての負担軽減について陳情。
36	谷久浩一	24,490	平成30年4月17日	場所：東京都 目的：ICT打合せ。 内容：ICTの専門家と意見交換を行った。

37	谷久浩一	29,800	平成30年4月22日～23日	場所：東京都 目的：次世代エネルギー打合せ。 内容：次世代エネルギーの専門家と意見交換を行った。
38	谷久浩一	13,320	平成30年5月7日	場所：神戸市 目的：地域通貨打合せ。 内容：地域通貨の専門家と意見交換を行った。
39	谷久浩一	49,380	平成30年5月16日	場所：東京都 目的：ICT、5G事業打合せ。 内容：ICT事業、5G事業打合の専門家と意見交換を行った。
40	谷久浩一	19,940	平成30年7月1日	場所：京都市 目的：働き方改革勉強会。 内容：働き方改革の専門家を交え勉強会を行った。
41	谷久浩一	57,515	平成30年7月31日～8月1日	場所：小田原市、桐生市 目的：次世代エネルギー、電気自動車、ZEB勉強会。 内容：次世代エネルギー、電気自動車、ZEBについて現地を視察し意見交換を行った。
42	谷久浩一	19,940	平成30年10月12日～13日	場所：京都市 目的：遺産の生かし方保存勉強会。 内容：専門家を交え遺産の生かし方保存勉強会を行った。
43	谷久浩一	13,700	平成30年10月19日～20日	場所：東京都 目的：離島振興打合せ。 内容：離島振興関係財団、国土交通省、地元選出国会議員のところに出向き陳情等を行った。
44	辻村修	71,150	平成30年5月11日～15日	番号8に同じ
45	広瀬良隆	32,700	平成30年11月20日～21日	場所：文部科学省、国土交通省 目的：陳情 相手方：文部科学省、国土交通省 内容：四国新幹線等及び四国八十八箇所世界遺産登録について陳情。
46	松原哲也	7,500	平成30年4月25日～26日	場所：東京都議員会館 内容：インバウンド、アウトバウンド両面からの観光振興の調査研究を行った。
47	松原哲也	127,475	平成30年5月7日～9日	番号4に同じ
48	松原哲也	6,400	平成30年5月27日～28日	場所：東京都議員会館 内容：特色ある地域づくりを発信するための施策づくりの調査研究を行った。
49	松原哲也	22,360	平成30年8月2日～3日	場所：広島市 内容：文化・歴史の学びを活かした地域振興の先進地の視察を行った。

50	松原哲也	16,500	平成30年 10月28日 ～30日	場所：東京都武蔵野市等 内容：都市近郊における政策的課題の調査研究及び歴史文化遺産の伝承等を視察。
51	松原哲也	14,000	平成31年 1月9日 ～11日	場所：東京都特別区、埼玉県大宮市 内容：首都圏交通ネットワーク等、交通弱者への配慮にもつながる都市間の効率的移動を地方公共交通推進に活かすため視察を行った。
52	松原哲也	29,700	平成30年 8月5日 ～7日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：災害対策に関する要望。
53	松原哲也	9,800	平成30年 10月4日 ～5日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：観光振興をより拡大するための陳情等。
54	松原哲也	10,700	平成30年12 月6日～8 日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地域活性化についての要望。
55	松原哲也	27,400	平成30年12 月17日～19 日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：移住・定住促進についての要望。
56	松原哲也	26,500	平成31年3 月17日～18 日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地方創生推進についての要望。

(4) 議員18名の燃料費

有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、寺嶋昌夫議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員及び松本公継議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

(5) 議員34名の人件費

綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、辻村修議員、寺嶋昌夫議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。また、樫昭二議員に係るものについては監査請求内容と異なる金額があったが、合計金額は変更ないことが確認された。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明
人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告

書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員及び新田耕造議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

檜昭二議員については1名分全額を政務活動費で支出している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることが確認できた。

また、10分の8を充当している有福哲二議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務もたまに従事することも想定され、時間換算した場合、2割程度と判断したため、10分の8としている。」とする説明があった。

3分の2を充当している黒島啓議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務に係る電話対応等も突発的に発生することも想定され、その割合は約3分の1と見込まれることから、3分の2としている。」とする説明があった。

なお、監査請求人が現実的に到底考えられないとする水本勝規議員の人件費については、議員本人から、5名を雇用しその2分の1を政務活動費から支出している理由として、「住民の要望や意見を聞くために、小学校校区ごとに地区割りし、5人で分担して政務活動補助事務及び後援会事務を行っている。1人当たり月10万円を後援会事務と2分の1ずつとして年間60万円を政務活動費に充当している。」と説明があった。

なお、監査請求人が年度の後半あるいは選挙直前の時期に雇用人数を増やしており平成31年春の県議会議員選挙の準備の活動のために雇用した可能性があるとする氏家孝志議員、香川芳文議員、木村篤史議員、谷久浩一議員、寺嶋昌夫議員及び山本直樹議員の人件費については、議員本人から説明があった。

これによると、氏家孝志議員からは、「平成30年12月以降、県政報告会や意見交換会の回数を増やしたことにより、その準備等のための人出が必要になり人員を増やした。」と説明があった。

香川芳文議員からは、「従来からの人手不足のため平成30年11月以降人員を1名増やしたものであり、平成31年度4月以降も引き続き同じ人員で事務を行っている。」と説明があった。

木村篤史議員からは、「平成31年1月以降、県政報告や意見交換、また議会对応など多忙を極め、事務所での県政相談や要望対応が不十分にならないようにするためにも人員を補充したものである。」と説明があった。

谷久浩一議員からは、「平成30年10月から平成31年2月まで主に県政報告関係の業務のため雇用していたものである。」と説明があった。

寺嶋昌夫議員からは、「職員以外にボランティアにも協力してもらい業務を行っていたが、ボランティアの都合が2ヶ月ほどつかなくなり、県政レポート作成及び県政報告会開催の準

備等のため、急きょ臨時雇用したものである。」と説明があった。

山本直樹議員からは、「業務多忙のため、平成30年12月から令和元年7月まで業務時間を増やしたものである。」と説明があった。

(6) 議員26名の広報費

氏家孝志議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、都築信行議員、寺嶋昌夫議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、広瀬良隆議員、米田晴彦議員、松村秀樹議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
氏家孝志	県政報告新春号 プロフィールラベル	21,200	271,545	271,545	郵送	琴平町、 まんのう町 内
	香川県議会議員 氏家孝志	—	42,164	42,164	HP更新費用	
岡野朱里子	県政報告	240,000	977,076	977,076	折込	高松市内
尾崎道広	県政報告	20,000	179,280	179,280	郵送	坂出市内
	県政報告	20,000	276,480	276,480		
香川芳文	議会報告	7,000	56,619	56,619	直接	丸亀市内
樫 昭二	議会報告Vol. 37	35,000	305,640	305,640	郵送、直接	高松市内
鎌田守恭	県政通信 2019年春号	25,000	480,600	480,600	郵送	高松市内
木村篤史	県政報告 2018秋冬特大号	5,000	173,800	173,800	ポスティング	さぬき市内
	県政報告 2018Winter 2019Ver	5,000	137,700	137,700		
	県政報告 平成最後の県政報 告平成31年春号	12,000	314,712	314,712		
五所野尾恭一	議会報告No.18-8	5,000	370,440	370,440	ポスティング	まんのう町、 琴平町内
	議会報告No.18-8	3,000	113,400	113,400		
	議会報告No.18-11	8,000	402,840	402,840		
	議会報告No.19-1	8,000	408,240	408,240		
	議会報告No.19-3	8,000	408,240	408,240		
佐伯明浩	県政報告	7,300	32,400	32,400	郵送	観音寺市内
十河 直	議会報告No.18-9	20,200	436,320	436,320	郵送	さぬき市内
	議会報告No.19-1	24,800	535,680	535,680		
	議会報告No.19-1	8,050	173,880	173,880		
高木英一	県議会議員活動紹 介リーフレット	10,000	80,190	80,190	郵送	高松市牟礼 町、庵治町
	リーフレット発送 用巻紙印刷・内職	9,102	78,642	78,642	—	—

	費					
	県政報告№10	31,000	709,858	709,858	郵送	高松市牟礼町、庵治町、高松町、屋島東町
高田良徳	活動報告2018秋号	5,000	102,600	102,600	郵送	善通寺市内
	議会・政策レポート2019竜川版	2,300	46,000	46,000		
	議会・県政レポート	13,700	273,726	273,726		
竹本敏信	県政レポート2019新春	25,000	359,640	359,640	郵送	高松市内
	県政レポート2019春	28,000	324,000	307,800	折込	高松市内
都築信行	県政だより	15,000	437,400	437,400	直接、郵送	高松市内
寺嶋昌夫	県政レポートデザイン	—	10,000	490,000	チラシデザイン料	
	県政レポート作成パソコン入力	—	30,000	490,000	パソコン入力費	
	県政レポート	3,000	4,763	4,763	ポスティング	高松市内
	県政レポート	3,000	6,718	6,718		
	県政レポート	2,000	4,622	4,622		
	県政レポート	3,000	6,242	6,242		
	県政レポート	5,000	8,640	8,640		
	県政レポート	15,000	70,200	70,200		
	県政レポート	30,000	43,578	43,578		
	県政レポート	5,000	8,640	8,640		
	県政レポート	5,000	12,582	12,582		
	県政レポート	3,000	10,724	10,724		
新田耕造	県議会報告2018-8	4,300	379,080	379,080		
	県議会報告2018-11	4,300	379,080	379,080		
	県議会報告2019-1	4,000	378,000	378,000		
	新田耕造オフィシャルウェブサイト	—	47,293	47,293	HP、サーバー更新	
		—	10,800	10,800	HP更新	
花崎光弘	県政報告	6,000	58,320	58,320	郵送	東かがわ市内
	県議会報告18-8	16,000	345,600	345,600		
	県議会報告19-1	21,450	463,320	463,320		
広瀬良隆	けんみん通信	8,000	214,920	214,920	ポスティング、直接	高松市内
	公明党香川県議会議員ひろせ良隆	—	3,240	3,240	HP更新代	
		—	3,240	3,240		

		—	16,200	16,200		
		—	3,240	3,240		
米田晴彦	HOT県通信14号	25,000	191,160	191,160	郵送	丸亀市内
	HOT県通信15号	30,000	217,080	217,080		
	HOT県通信16号	30,000	266,760	266,760		
松村秀樹	県政報告	13,500	362,718	362,718	郵送、直接	東かがわ市内
三野康祐	県政報告ネットワークだより33号	24,000	673,751	673,751	郵送	高松市内
宮本欣貞	県議会報告18-7	2,000	334,800	334,800	ポストイン	高松市内
	県議会報告18-11	1,000	323,460	323,460		
	県議会報告19-1	2,000	334,800	334,800		
森 裕行	県政報告	16,000	552,960	552,960	直接	三豊市内
山田正芳	県政報告	30,000	144,720	144,720	ポストイン	丸亀市内
	県政報告	3,000	72,333	72,333		
	県政報告	4,900	105,840	105,840		
山本悟史	県政レポート2018年春号	187,680	647,460	647,460	ポストイン	高松市内
	県政レポート2018年年末号	95,000	431,082	431,082		
	県政レポート2019年新年号	97,000	480,600	480,600		
	県政レポート2019年春号	50,000	287,191	287,191		
山本直樹	山本なおき通信2018年夏号	6,250	24,488	24,488	郵送	丸亀市内
	山本なおき通信2019年春号	15,000	399,600	399,600	ポストイン、郵送	
	山本なおき通信2019年春号	5,000	75,600	75,600		
	山本なおきリーフレット	2,000	21,600	21,600	郵送	

(7) 議員6名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料及び光熱水費については、政策事務所としての用

に使用する部分、つまり、政策活動を行う事務所スペースとして使用する部分に係る金額を按分して算出している。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。また、賃料についても近隣の価格と比較しても適正であると説明があった。

イ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在 高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

ウ 辻村修議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成28年3月31日、賃料を月額150,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用事務室及び書類等の倉庫として賃借したもので、金額については近隣の相場からも適正であると考えている。」とする説明があった。

エ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成30年4月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

オ 水本勝規議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成19年5月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「県会議員として政策事務所に使用するための事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用務と後援会用務で、事務室及び県政報告や地元の要望を聞き取り調査の会場として使用している。物件は、空き家となっている住宅、50人程度の人が集まれるスペース、20台駐車可能な空き地も含まれるため、賃料は適正と考えている。」とする説明があった。

カ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃貸したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計

上している。

議員からは、「後援会活動は自宅を拠点に行っており、当該事務所は、自宅から少し離れた場所に位置し、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

(8) 議員4名の県政報告会に係る会場費等

領収書の写しの提出並びに議員本人から説明があった。

石川豊議員からは、「平成30年6月17日観音寺グランドホテルで県政報告会を開催。県の各部局の施策及び予算等について説明を行い、出席者は約500人。」と説明があった。

岡野朱里子議員からは、「平成31年3月21日高松国際ホテルで県政報告会を開催。出席者は約350人。これまで取り組んできた政策と今後の県政に関する政策等について報告。」と説明があった。

花崎光弘議員からは、「平成31年2月17日三本松ロイヤルホテルで花崎みつひろ県政報告会を開催。地元の国道整備等県政に関する政策等について報告し、出席者は約250人。」と説明があった。

松原哲也議員からは、「地元自治会単位で、直近の議会や委員会の審議などの報告及び意見交換会を実施。出席者は約5名～50名。」と説明があった。

(9) 広瀬良隆議員の書籍購入費

監査請求人が、政務活動との関連がないとする書籍（書籍名「ゼンリン高松市201807」）購入費について、政務活動のためのものであることの説明があった。

これによると、議会棟内の会派控室で使用しており、政務活動専用で使用しているものである。

(10) 広瀬良隆議員の光ネット利用料

領収書の写しの提出並びに議員本人から説明があった。

これによると、光ネットは、事務所と自宅で2つの契約をしており、それぞれ政務活動に使用しているが、自宅分の利用料は事務所分の利用料より高額な中で、政務活動費は自宅分には充当せず、事務所分のみに充当しているものである。

(11) 松原哲也議員の名刺代

現物、領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、該当する名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、近隣の業者と金額に差がなく、作成までの期間が短縮されるため、当該企業に発注したものである。

(12) 森裕行議員のはがきの購入費

年賀はがき等の購入日、購入枚数、購入金額、購入目的、使用実績等及びその現物の提出並びに議員本人からの説明があった。

これによると、森議員は年賀はがきを10,900枚県政報告用に購入したものである。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成

24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めに適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

(ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

a 意見交換会の意義

議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）、宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、個人の立場で加入している団体などに対する会費等（町内会費、同窓会費、老人クラブ会費等）、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実

情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合等（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に「県政に関する意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の都道府県議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議長の説明でも、会費制でない会合等に対する支出について、団体等との意見交換等を行うのに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしていることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

さらに、本件支出については、全て、証拠書類として同条例で定める領収書等の写しが提出されていることから、手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 領収書発行者が宗教関連団体となっている意見交換会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている領収書発行者が宗教関連団体となっている領収書等添付書類を提出している議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、いずれも地域の伝統文化や地域の活性化等に関し、寺や神社等の関係者との意見交換会や講の集まりに時間をとってもらって開催した県政報告会等に係る経費として支出したものであり、政務活動の一環と認められることを確認したとの説明があった。

請求人は、領収書発行者が神社などの宗教関連団体となっているものについては、政務活動費の使途として不適正であると主張するが、政務活動費マニュアルにおいて支出が適さないとして例示されているのは檀家総代会、報恩講、宮参りなどの宗教活動に対する支出であり、一般的に宗教活動とは布教、伝道などの宗教的理念・動機に基づく活動であると解されることから、確認できた意見交換会等の内容によれば宗教活動そのものへの支出ではなく、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

c 祭りの際の祝儀と推認される会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている祭りの際の祝儀と推認される会費の領収書等添付書類を提出している山本直樹議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、地域の伝統的、民俗的、文化的な行事を中心とする集まりに山本直樹議員が出席して、それらの行事の維持、継続や地域振興について意見交換を行ったものであり、政務活動の一環と認められることを確認したとの説明があった。

請求人は、政務活動費の使途として不適正であると主張するが、当該会合の内容は、前述のとおり、政務活動の一環としての意見交換の場であると認められることから、使

途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

d 領収書発行者が企業となっている意見交換会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている領収書発行者が企業となっている領収書等添付書類を提出している宮本欣貞議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、企業の従業員の集まりに、外部講師を招いて勉強会を行ったり、宮本欣貞議員自ら講演を行った上で、意見交換会を行ったとの説明があった。

請求人は、領収書発行者が企業となっているものについては、企業に寄付をしたものと考えざるを得ないと主張するが、当該会合の内容は、前述のとおり、政務活動の一環としての意見交換の場であると認められることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

e 多額な意見交換会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている多額な会費の領収書等添付書類を提出している山田正芳議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、山田正芳議員からは、当該支出は地元丸亀市の発展のため毎月学習交流会を開催している会の年会費であり、この会に参加することで地元の様々な課題等を知り、情報交換ができる非常に有意義で重要な会であるとの説明があった。

請求人は、会費の額が極めて多額であり、県政に関する意見交換に要する費用とは到底考えられないと主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの意見を述べているに過ぎない。

また、政務活動費マニュアルにおいて会費の上限を定められているわけではなく、山田正芳議員の会費は毎月意見交換の場を設けている会の年会費であることを考慮すれば、一概に多額とはいえず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

f 同一団体に続けて支出している会費の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている同一団体に続けて支出している会費の領収書等添付書類を提出している斉藤勝範議員、白川和幸議員、宮本欣貞議員、森裕行議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、斉藤勝範議員の田井自治会に続けて支出しているものについては、壮年部対象の会と青年部対象の会が2日に分けて開催され各々意見交換会を行ったもの、白川和幸議員及び森裕行議員の三豊市ペタンク協会に続けて支出しているものについては、市内の違う地区を対象に行われた会において各々意見交換会を行ったもの、宮本欣貞議員の香川県柔道整復師会と香川県柔道整復師協同組合に続けて支出しているものについては、前者で少年柔道大会、後者で柔道整復師の組合員の会がそれぞれ開催され各々意見交換会を行ったものとの説明があった。

請求人は、意見交換に要する費用とは考えられないと主張するが、当該会合の内容は、前述のとおりであり、また、続けて支出していることについては一定の理由があり、政務活動費マニュアルにおいて回数上限が定められているわけではないことから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

g 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

請求人は、監査委員に対し、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかなどを監査するよう主張するが、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張し、今回の監査においても公職選挙法違反の判断をすることを監査委員に求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、

支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もつとも、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約5万円から約52万1千円、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額46万5千円から55万円までに及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない難い面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

（ウ） 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員12名の交通費及び宿泊費

（ア） 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費、研修費及び要請陳情費に係る具体的な支出費目として、「交通費」及び「宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や研修、要請・陳情活動に要した旅費について、調査研究費や研修費、要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員12名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号1、番号4、番号5、番号6、番号8、番号9、番号10、番号11、番号12、番号13、番号14、番号15、番号17、番号18、番号19、番号20、番号21、番号22、番号30、番号31、番号32、番号33、番号34、番号36、番号37、番号38、番号39、番号40、番号41、番号42、番号43、番号44、番号46、番号47、番号48、番号49、番号50、番号51については、県の観光行政、経済行政、国際交流、交通行政、教育行政、文化振興、地域活性化、災害対策、情報化等に関係するものであり、番号2、番号3、番号7、番号16、番号23、番号24、番号25、番号26、番号27、番号28、番号29、番号35、番号45、番号52、番号53、番号54、番号55、番号56については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や県選出国會議員等に対する要請陳情活動であった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容を報告することまで求められておらず、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究や研修に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員18名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び広聴広報費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1 km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員18名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員18名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員34名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員34名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、白川和幸議員を除く33名の議員については、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収

書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、白川和幸議員は、人材派遣会社を利用して、職員が派遣されたことが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

25名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川和幸議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、谷久浩一議員、辻村修議員、寺嶋昌夫議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに樫昭二議員に係る2名分の人件費並びに黒島啓議員に係る1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

また、県議選の前の数か月間、人件費が増加している6名の議員（氏家孝志議員、香川芳文議員、木村篤史議員、谷久浩一議員、寺嶋昌夫議員、山本直樹議員）については、氏家孝志議員からは、「平成30年12月以降、県政報告会や意見交換会の回数を増やしたことにより、その準備等のため人手が必要になり人員を増やした。」、香川芳文議員からは、「従来からの人手不足のため平成30年11月以降人員を1名増やしたものであり、平成31年度4月以降も引き続き同じ人員で事務を行っている。」、木村篤史議員からは、「平成31年1月以降、県政報告や意見交換、また議会対応などで多忙を極め、事務所での県政相談や要望対応が不十分にならないようにするためにも人員を補充したものである。」、谷久浩一議員からは、「平成30年10月から平成31年2月まで主に県政報告関係の業務のため雇用していたものである。」、寺嶋昌夫議員からは、「職員以外にボランティアにも協力してもらい業務を行っていたが、ボランティアの都合が2ヶ月ほどつかなくなり、県政レポート作成及び県政報告会開催の準備等のため、急ぎよ臨時雇用したものである。」、山本直樹議員からは、「業務多忙のため、平成30年12月から令和元年7月まで業務時間を増やしたものである。」との説明があった。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

6名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、新田耕造議員）に係る人件費及び樫昭二議員に係る1名分の人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る1名分の人件費については同負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については同負担割合を3分の2にしている。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該9名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち樫昭二議員を除く6名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、実際に、提出された雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことが確認できた。さらに、有福哲二議員及び黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を、有福哲二議員にあっては時間換算により2割程度、黒島啓議員にあっては約3分の1と見込み、それぞれその割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79条）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供し

ている。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員26名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るといふ機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員26名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動

費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動、県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるどころ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員26名の広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員6名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、水本勝規議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、鎌田守恭議員からは、賃料については近隣の価格と比較しても適正であるとの説明があった。賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 辻村修議員の事務所費

辻村修議員からは、契約相手は親族の経営する法人で、政務活動用の事務室と書類等の倉庫を借りており、賃料については近隣の相場から適正な額であるとの説明があった。さらに、雇用契約書の政務活動補助職員の就業場所と建物賃貸借契約書の事務所の住所地番が異なっていることについて、一つの敷地内に地番が複数あるため異なった表示地番になっているもので、同じ建物であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

雇用契約書及び建物賃貸借契約書から、事務所において政務活動等に関連した事務が行われていると考えられ、賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。なお、賃料の支払先は、同議員の親族が代表を務める会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、自己又は親族が役員等を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであ

るとはいえない。

d 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられ、賃料については、近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と借借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはいえない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

e 水本勝規議員の事務所費

水本勝規議員からは、借りている事務所は地元の農業従事者が所有する建物で、50人程度の人数が集合できるスペースと20台程度の駐車場を備え、事務室及び県政報告や地元の要望の聞き取り調査などの会場として活用しており、賃料も適正と考えているとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、人件費として政務活動費から年間3,000,000円支出したうえ、年間2,400,000円の賃料を支払い、そのうち1,200,000円を政務活動費から支出していることは、現実的には到底考えられず、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、その具体的な根拠は全く示されておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

補助職員の雇用契約書によれば、就業場所は当該事務所を本拠地とすると定められており、事務所において実際に政務活動等に関する事務が行われていると考えられ、また、賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と借借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはいえない。

また、契約書には、事務所は政策事務所に使用すると明記され、政務活動費マニュアルでは、事務所の賃借料について実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、事務所の賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

f 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことにつ

いて、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員4名の県政報告会に係る会場費等

(ア) 政務活動費を議員が行う県政報告会に係る会場費等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」、会議費として「議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費、広聴広報費及び会議費に係る具体的な支出費目として、「会場費・機材借上費」を掲げている。

したがって、議員が行う県政報告会に係る会場費等の経費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 県政報告会に係る会場費等の支出の適否

監査委員は、議長に対し、石川豊議員、岡野朱里子議員、花崎光弘議員、松原哲也議員に係る県政報告会が政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、石川豊議員からはホテルの会場で県の各部局の施策や予算等の県政報告を行ったもの、岡野朱里子議員からはホテルの会場でこれまで取り組んできた政策及び今後の県政に関する政策等について報告を行ったもの、花崎光弘議員からはホテルの会場で地元の国道整備等の県政報告を行ったもの、松原哲也議員からは地元自治会単位で議会の審議等の県政報告や意見交換を行ったものとの説明があった。

請求人は、県議選を前にしての後援会活動と考えざるを得ないと主張するが、内容は前述のとおりであり、議員4名の県政報告会は政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ケ 広瀬良隆議員の書籍購入費

(ア) 政務活動費を書籍購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、「書籍等の購入については、政務活動のために購入したものであり、当該書籍が政務活動に密接に関連する分野であることが必要」、「趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可」とされている。

監査委員は、議長に対し、広瀬良隆議員に係る書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(9)のとおり、議会棟内の会派控室で使用しており、政務活動専用で使用しているものであることが認められた。

議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、当該書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 広瀬良隆議員の光ネット利用料

(ア) 政務活動費を光ネット利用料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費に係る具体的な支出費目として、「文書通信費」が掲げられており、その内容はインターネット接続料等とされている。

したがって、光ネット利用料について、事務費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 光ネット利用料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、広瀬良隆議員の光ネットの利用内容について説明を求め、調査を行った。

その結果、光ネットは、事務所と自宅で2つの契約をしており、それぞれ政務活動に使用しているが、自宅分の利用料は事務所分の利用料より高額な中で、政務活動費は自宅分には充当せず、事務所分のみに充当しているとの説明があった。このことから、全体としては2分の1以内の政務活動費の充当となっている。

政務活動マニュアルによると、インターネット利用料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされていることから、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 松原哲也議員の名刺代

(ア) 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目は文書通信費、備品費、修繕費、リース料及び消耗品費とされ、その中で、「名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、政党名の記載がなく、議員個人名の場合は充當可とされている。

したがって、名刺代として事務費に政務活動費を充當すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 名刺代の支出の適否

監査委員は、議長に対し、松原哲也議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、内容を確認した。

その結果、表面には「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかったものの、福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

しかしながら、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充當されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1にするとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、支出先は本人が代表取締役を務める会社であり、8,000枚制作したのかどうか疑問をいだかざるを得ず、実際に制作されたとしても、政務活動に4,000枚も使用するとは考えられないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、金額が著しく高額であるなどの不当な取引とする要素は見当たらず、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充當は、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 森裕行議員のはがきの購入費

(ア) 政務活動費をはがきの購入費に充當することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。さらに、政務活動費マニュアルにおいては、広聴広報費の具体的な支出費目である文書通信費の内容として送料（郵送料等）が明記され、「県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに充當できる」とされている。

したがって、はがきの購入費に政務活動費を充當すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) はがきの購入費の支出の適否

請求人は、森裕行議員のはがき購入費について、新年の挨拶が記載されて1月1日に届くように出したものであれば、まぎれもなく年賀状であり、適切な支出とは認められないと主張している。

確かに、政務活動費マニュアルには、政務活動費を充当するのに適しない経費として、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費が例示されている。特に、購入したはがきが年賀はがきであれば、一般的に、その用途は正月の時候の挨拶である年賀状を送るためのものと考えられ、その購入又は印刷が政務活動と合理的関連性を持つとは想定しにくい面はあるものの、郵送手段として年賀はがきを用いて県政報告等を行うことはできないとまではいえない。

また、年始の挨拶のほか議員の活動状況など市政報告に関連する記載があるものと、年始の挨拶のほか専ら議員の後援会の行事予定や他の政治家の選挙活動への応援について記載されているものの2種類の年賀はがきの購入費のうち、後者については用途基準に違反する支出であるとした大阪地裁平成22年（行ウ）第27号平成26年3月26日判決を参考にすれば、本件の支出の適否は、記載内容を確認の上、判断することが妥当であると考えられる。

監査委員は、議長に対し、森裕行議員のはがき購入費について、送付したはがきの現物の提出と政務活動のための経費であることについて説明を求め、調査を行った。

調査の結果、購入したはがきは年賀はがきであるが、内容は支持者への県政ニュースとして送ったものであり、見てもらえる確率の高い1月1日に確実に届けるため年賀はがきを使用したとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「森ひろゆきニュース」となっており、正月の時候の挨拶と考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は議会活動の報告といえることから、はがきの購入費については、用途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、これまで、平成25年度から平成29年度までの政務活動費について住民監査請求が行われているが、今回、平成30年度政務活動費についても住民監査請求があり、監査を行ったところである。過去5回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえず、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

1 政務活動費マニュアルの精緻化

各議員が政務活動費交付条例で定める用途基準を遵守する必要があることはいうまでもないが、適正な支出が図られるよう、政務活動費の用途判断の拠りどころとなる政務活動費マニュアルに

ついて、より詳細かつ具体的な使途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の具体化など、その精緻化に向け、現在係争中の裁判の結果を待つことなく、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

2 会派からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できることになっており、仮に、会派に政務活動費が交付され、会派が直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、会派の収支報告書等の提出について前向きに検討するなど、透明性の確保に努められたい。

3 的確な審査、適正な運用

議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すとともに、県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。

4 さらに透明性の確保と効率的・効果的な支出

政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、住民監査請求において違法又は不当とする理由は依然として、支出の目的や内容、支出先等が不明であるとしていることに鑑みると、全国的な動向等を踏まえ、視察や研修に係る報告書等の提出や、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開を推進し、さらに透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。